

国立大学法人鹿屋体育大学における法人経営人材の育成方針

令和 4 年 1 月 26 日
学 長 裁 定

国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）の理念を踏まえた法人経営を実現するため、将来に向かってその法人経営を担う人材（以下「法人経営人材」という。）を戦略的かつ計画的に育成する方針を以下のとおり定める。

1. 法人経営を補佐する機会の活用

(1) 教員

学長補佐のほか、全学委員会の構成員等として、学長及び理事等の職責遂行を補佐する業務に参画させることを通じて、法人経営に必要な能力開発の機会とする。

(2) 職員

法人経営に関する企画立案や問題解決、意思決定の過程に参画させることで、法人経営に必要な能力開発の機会とする。

2. 研修等の活用

本学及び外部機関等が主催する法人経営人材を育成するための研修の受講、啓発機会への参加、その他の法人経営に必要な能力の開発、向上の機会を積極的に提供する。

3. 学長等による確認

法人経営と連携して、法人経営人材の育成を戦略的かつ計画的に実施するため、学長、学長が指名する理事等は、連携して、定期的に法人経営人材の育成状況を確認するとともに、必要な対応を行う。

附 則

この方針は、令和 4 年 1 月 26 日から施行する。